

廃校利用災害時シェアハウス整備へのご協力のお願い
特定非営利活動法人 AVENUE

私たちは都市計画や建築の専門家が中心となり、国際協力、地方都市の地域振興、環境に優しいまちづくりを支援する活動を行っているNPO法人です。

今回私たちは、東日本大震災により過酷な避難生活を余儀なされ、仮設住宅などへの入居を待たれている方々に、「安寧で日常に近い生活」に「より早く」移っていただける居住空間が必要なのではないかと考えました。なぜなら仮設住宅は「より早く」に問題を抱えているからです。

このため私たちは「**廃校の避難住宅（災害時シェアハウス）への転用**」を提案いたします。

廃校施設を利用した避難住宅(長期滞在型避難施設)は、もともとある空間や設備を有効利用することで仮設住宅より安価により早く「安寧で日常に近い居住空間」を提供できます。

提案内容は別紙の通りです。

さらにこの提案は、今回の大震災からの復興のための提案であるとともに、仮設ではなく常設の施設とすることで東海、東南海、南海地震など今後考えられる震災に備える、実体験として得た心構えを風化させずに備えるという目的も合わせて持っております。

現在「廃校施設の避難用住宅」の整備は、政府の支援策にはないため各自治体の独自対応となりますが、多くは財政的にも人員的にも対応できない状態にあり、その負担を極小化する必要があります。

つきましては、広く皆様にこの活動への資金援助のご協力を仰ぐことといたしました。

この活動にご理解をいただき、資金援助をお考えいただける場合は、下記口座へのお振込みをよろしくお願いいたします。

<ゆうちょ銀行>

記号 10170 番号 90620841 特定非営利活動法人 AVENUE トクビ)アヴェニュー

<ゆうちょ銀行以外の金融機関からの場合>

店名〇ー八 (ゼロイチハチ) 店番 018 普通預金 口座番号 9062084

特定非営利活動法人 AVENUE の活動等につきましては下記URLでご覧ください。

<https://sites.google.com/site/avenue091204/>

<http://www1.ocn.ne.jp/~cea/leaflet.pdf>

廃校の災害時シェアハウスへの転用提案

特定非営利活動法人 AVENUE

■背景

東日本大震災は前例のない甚大かつ広範囲な被害をもたらし、原発事故の長期化が災害復旧、終息の大きな障害となっています。建物の損壊や流失、さらにインフラの破壊などで住居が居住不能になり、多くの住民が避難所への退避を余儀なくされています。避難者数は阪神淡路大震災より少ないものの、避難所数ははるかに多く広範囲で、壊滅的被害を受けた自治体や原発周辺地域などから「まちぐるみ」の避難という、全く前例を見ない状況ともなっています。

避難生活を余儀なくされている方々にとって、居住環境の改善は、早急な課題となっておりますが、避難住民の長期滞在可能な居住施設の供給については、主に仮設住宅の建設と公営住宅の利用が中心となっており、資材調達などから迅速な対応がおこなえず大きな課題となっております。

それらの課題を鑑み、「廃校施設の長期滞在型災害時居住施設（災害時シェアハウス）への転用」を提案します。

廃校を居住施設に転用することで、迅速な対応が可能となり、施設に移る被災者には新たなコミュニティを形成し、協力し合いながら新たな自立に向かっていただくことを目指します。

また、設備の共同利用などを通じ、高齢者に限らずお互いの健康状態を意識した生活を送っていただく。学校施設には校庭や体育館などコミュニティ形成に役立つ施設があり、これらの有効活用も合わせて提案します。

■廃校施設利用の優位点

1) 利用への迅速な対応

既存施設の利用であり、建設場所の選定や資材調達に時間を要する仮設住宅に先行して、災害時にも迅速に対応可能である。トイレや調理実習室など施設の設備を最大限に利用しつつ、教室を利用することで家族単位のプライバシーへの配慮等柔軟に対応する。

2) コミュニティの継承

廃校となった学校(公立)を活用することで、廃校施設とコミュニティとの関係を平常時から構築しておく(すでにできている)ことも可能であり、コミュニティ単位での利用なども容易となる。

3) 防災専用施設

現役の学校施設、体育館、庁舎等は一時避難施設としては有効だが、復旧が進むにつれ施設本来の機能を発揮することが求められてくる。避難生活が児童生徒の学業の妨げになるのでは、避難者が肩身の狭い思いをすることにもなりかねない。廃校利用施設は防災中心の施設とすることで他の公共施設の本来の機能を妨げない利点がある。

また、平常時は防災教育施設、交流施設としても利用可能である。

廃校利用災害時シェアハウスと仮設住宅の比較

	廃校利用避難生活施設	仮設住宅
即時対応性	即時対応可能	敷地、資材調達等に時間を要する
受入れ世帯数	施設規模による	必要に応じ建設
プライバシー保持性	仮設住宅より低い	高い
水回り設備	共同	個別
平常時の利用	○	×
災害時にかかるコスト	低い	高い

■廃校の災害時の利用方法

災害時シェアハウスへ転用した廃校には、災害の被害状況により2通りの利用方法が求められる。

1) 当該廃校へのインフラが崩壊した場合

一次避難所としての利用を見込む。電気、ガス、上下水道、通信などのライフラインが遮断された状態でも、一次避難施設として最低限自立して利用可能なよう整備しておく。インフラが復旧後には生活設備の整った避難施設として活用。他の居住施設の整備状況を鑑みながら長期滞在型の災害時居住施設への転用を進める。

2) 当該廃校へのインフラが無事な場合

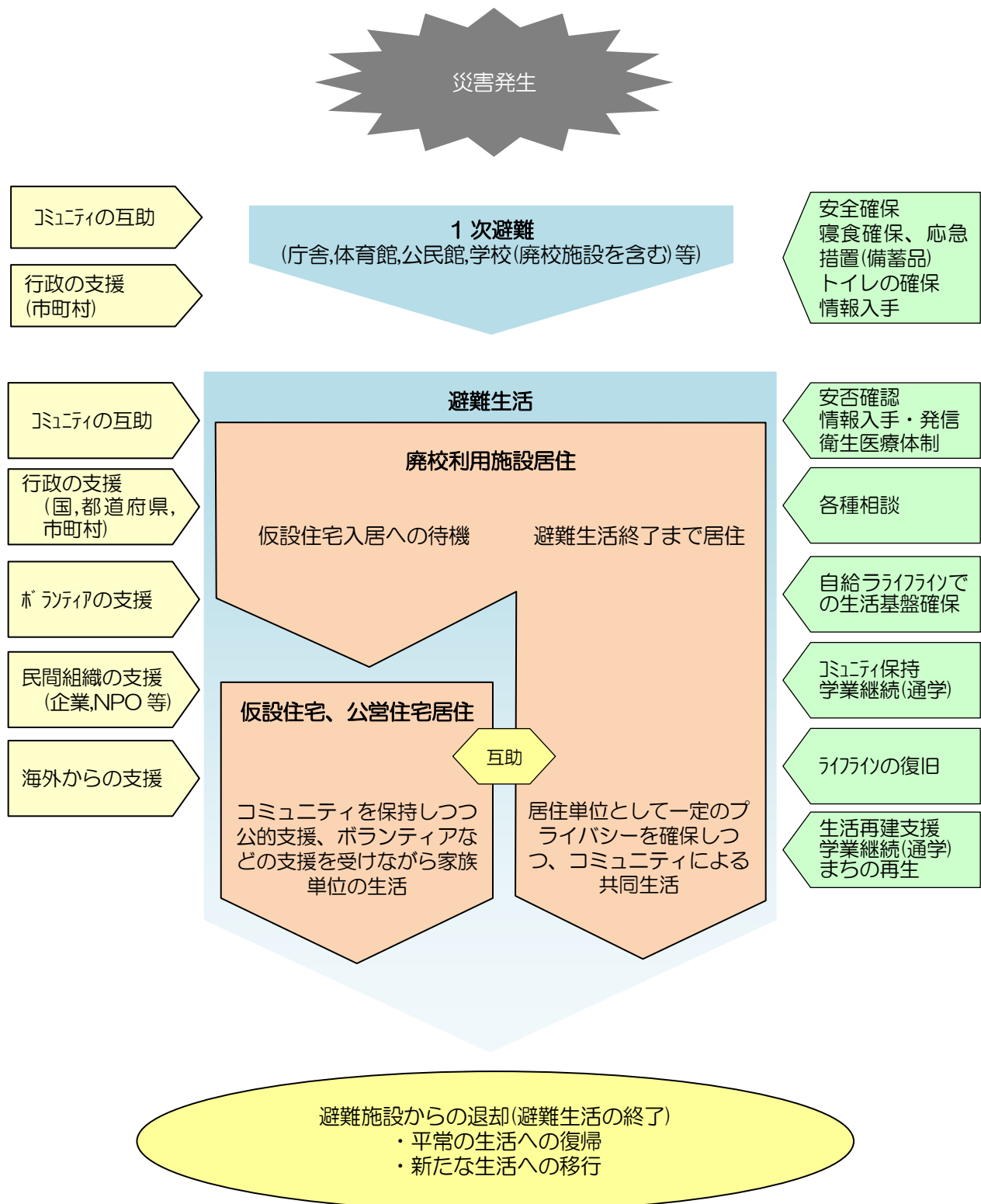
災害時シェアハウス（長期滞在型の災害時居住施設）として早い段階から避難者を受け入れる。

厨房、トイレ、風呂などの水回りを共用とすることで、一時避難施設と仮設住宅の中間的位置付けとする。学校の規模(教室数)に応じて受け入れる世帯(家族)数を決定する。

いずれの場合にも必要となる救出救助資機材や食糧、水、生活必需品などを備蓄しておく。

■大災害時の避難と避難生活

(災害によりインフラが利用不能となっている場合)



■廃校施設の転用計画

廃校を Dormitory 形式の宿泊施設として利用する。

1. 水周り設備、施設について

校舎にはそのまま利用できる水周り設備が施設されており、極力それらを活用する。

1) トイレ

既存のトイレを共用トイレとして利用。

2) 厨房

給食室や調理実習室などが利用可能な場合はそのまま共用厨房として利用する。いずれも利用できない場合は、仮設の共用厨房を設置可能な準備をしておく。

3) 浴室

プールのシャワー・更衣室などを共用浴室に変更する。さらに給排水設備の増設可能箇所に浴室を施設。複数箇所の共用浴室が必要。大型の浴室はユニット製品を利用するなど、出来る限り乾式の構法を採用する。

浴室については、既存の建物を利用してその中に浴槽を設置する案と、新たに仮設的に浴室棟を設置する案について、現地の状況に応じて判断する。

4) 通信設備

公衆電話設備、テレビ、ラジオ、インターネット環境

これらの設備は、いつでも利用できる状態に整備する。

2. インフラが使用不能となっている場合への対処。

1) トイレ

バイオトイレを設置して対処

2) 電気

太陽電池等の自立した電源設備および充電設備、自家発電機を設置

3) 飲料水

井戸(手動)の設置。湧水の事前チェック、凝集剤、ボトル水の準備(定期的に更新)

4) 炊事用熱源

プロパンガスボンベを準備

5) 通信設備

無線設備、衛星電話、テレビ(充電池による利用)、ラジオ(電池駆動)

3. 居室について

各教室等を間仕切ること、世帯ごとの居室として利用する。

普通教室は一般的に概ね 7.2×7.2m～9×9m の広さがあり、1 教室を前後に 2 分割することで 1 室あたり約 26 ㎡(16 畳…8 坪)～約 40 ㎡(25 畳…12.5 坪)の居室を得ることが期待できる。また、2 分割であれば教室前方と後方の出入口をそのまま各室単位で適用可能となる。

居住単位ごとに 1 世帯、単身者世帯の場合は 2 世帯(2 人)で 1 居住単位をシェアの入居を基準とする。

これによると学校施設の受け入れ能力は教室数によって決まり、たとえば各学年 5 教室の小学校であれば、家族世帯のみの場合は 60 世帯、家族世帯を 30 世帯とし残りを単身者世帯と仮定すると 90 世帯の受け入れが可能となる。受け入れ世帯数を原単位として設備等の規模設定を行う。

さらに、避難所としての学校は、教室を利用すると同時に校庭を利用して仮設住宅も建設されると考えられるので、これも含めて共用施設を想定する。

各教室のほか、音楽室や図工室など利用可能な特別教室も対象とする

仕様及びシステム構成の概要

天井 : 基本的に既存の天井を、照明器具を含め現況のまま使用。照明の位置を考慮して間仕切り壁を設置する。照明の on-off については各間仕切り単位に対応する。

間仕切り壁 : 木製下地または軽量鉄骨下地、プラスターボード張りクロス仕上げとする。グラスウールまたはロックウールを充填し、遮音性を考慮する。

床 : 居室部分には断熱性能を期待できるウレタン畳を敷きつめる。

廊下側の壁 : カーテンやロールブラインド等廊下からの視線を遮蔽するものを設置

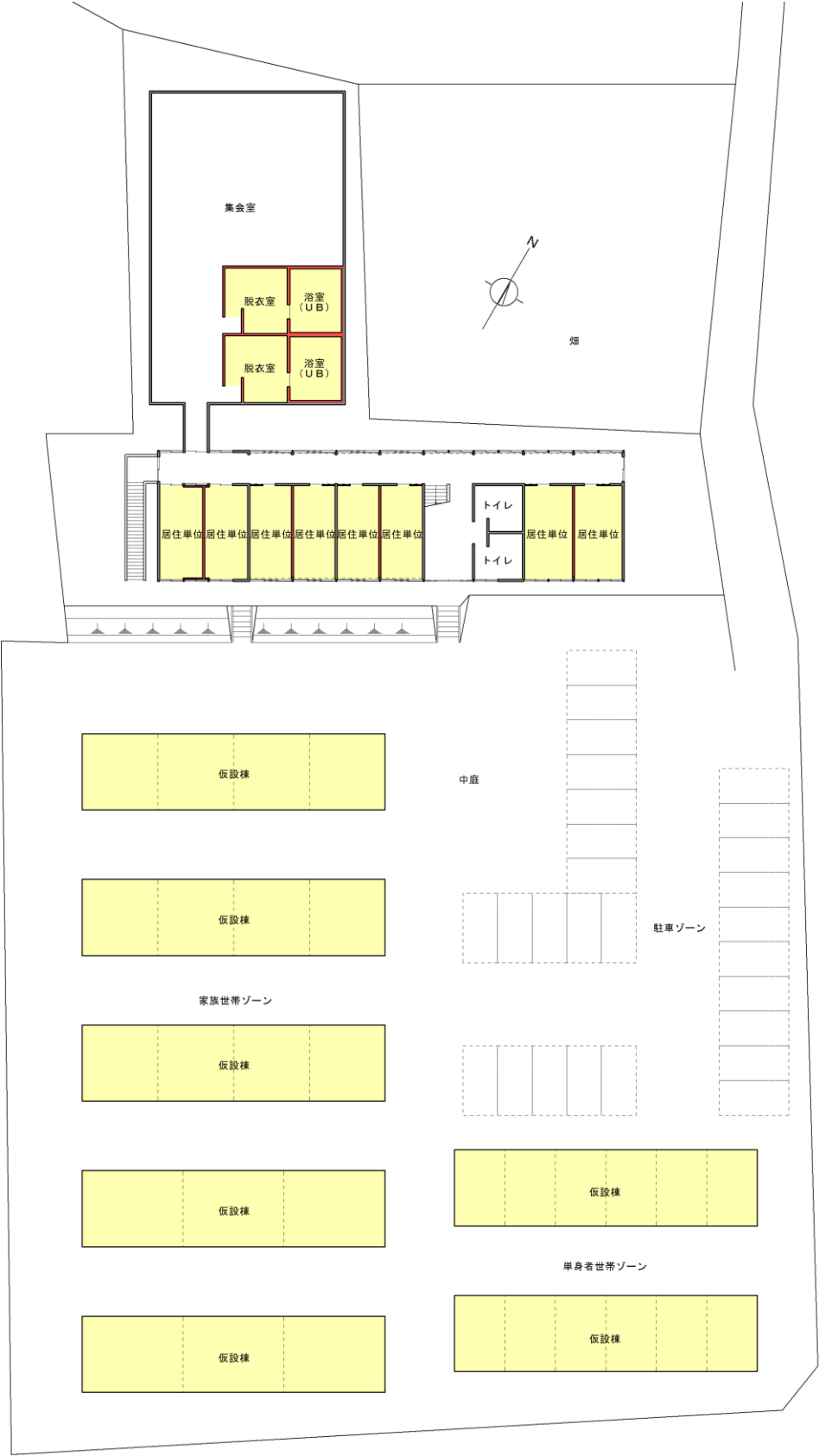
家電の利用を考慮し、コンセントを増設する。

廃校利用災害時シェアハウスと校庭を利用した仮設住宅の配置例

教室を2分割して居住単位とする。

教室棟と仮設住宅をつなぐ形で中庭を設ける。

浴室は大型ユニットバスで対応。合わせて集会室を設ける。



■平常時の施設活用

施設の保全管理と活用を兼ね、次のように提案する。

災害時の避難所生活の体験と訓練を兼ねたイベントの開催。

参加者の募集対象は地域住民のほか、姉妹都市など交流する市町村の住民から体験ツアーのような形式で募集。

イベントの内容は

1) 一次避難所としての体験、訓練

備蓄の水と食糧で生活。トイレは衛生上の観点から使用可とする。体験最終日に入浴施設や厨房施設を利用した宿泊施設として利用後に解散。

2) 長期滞在型災害時居住施設としての体験、訓練

施設の設備を全て利用し、共用便所、共用浴場、共用厨房をどのように利用していくかなど、施設を自治運営する訓練。

いずれの場合も、訓練を兼ねた備品の状態チェックを行う。イベントの開催により、消費期限のある食品や水などを使い切るなどした上で、備蓄品の入れ替えや不足品の供給を行う。

また、イベントの開催を通じ、他市町村との交流を深め、災害時の受け入れ態勢をつくっておく。

各市町村、都道府県で避難所のネットワークを構築。姉妹都市交流を基本として、そこから枝が分かれるようにネットワークを成長。

■耐震補強

災害時に活用する施設であることから、必要な施設は耐震補強をおこなうことを前提とする。

■施設計画について

前述のように、教室利用住宅と校庭利用の仮設住宅が併設されと考えられるので、仮設住宅をふくめた配置計画、これらの全体計画をあらかじめ各自治体で作成し、非常時に備えるものとする。計画策定にあたっては、災害時に受け入れる姉妹都市・友好都市の特質(コミュニティなど)にも配慮するため、計画の共同策定も視野に入れるものとする。